

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	事業年度	2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日
-----	----------------------	------	---------------------------------

- 1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項〕
※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	620,000 円
受取助成金	1,448,571,514 円
UNHCR 寄付金	8,708,603,516 円
寄付金振替額（使途指定寄付金）	847,299,511 円
協会支援ファンド	9,515,188 円
ORF 寄付金	262,266 円
現物供与	41,628 円
雑収益	134,085 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	11,015,047,708 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		1,448,571,514 円	助成金
		400,000,000 円	寄付金
		315,620,000 円	寄付金
		244,478,400 円	寄付金
		100,000,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		426,192,027 円	対面式募金訴求業務委託
		158,808,006 円	オンライン広告業務委託
		156,428,018 円	支援訴求レター・定期報告資料の印刷・発送業務委託
		107,675,703 円	クレジットカード決済代行
		98,348,920 円	オンライン・紙媒体複合キャンペーン業務委託

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		通信機器使用料	2024-01-04	106,401 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-01-31	106,568 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-02-29	107,081 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-04-01	106,224 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-04-30	106,351 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-05-31	106,992 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-07-01	106,903 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-07-31	106,611 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-09-02	106,566 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-09-30	105,922 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-10-31	106,466 円	請求書に基づく
		通信機器使用料	2024-12-02	105,221 円	請求書に基づく
		レター印刷発送業務委託	2024-04-30	426,800 円	請求書に基づく
		レター印刷発送業務委託	2024-07-31	352,000 円	請求書に基づく
		レター印刷発送業務委託	2024-08-23	143,550 円	請求書に基づく
		レター印刷発送業務委託	2024-08-30	178,200 円	請求書に基づく
		レター印刷発送業務委託	2024-10-31	18,040,492 円	請求書に基づく
		レター印刷発送業務委託	2024-11-29	110,000 円	請求書に基づく
		レター印刷発送業務委託	2024-12-27	42,184,963 円	請求書に基づく
		人材育成研修委託	2024-01-31	660,000 円	業務委託契約及び請求書に基づく
		出張時航空券手配	2024-01-31	632,640 円	請求書に基づく
		出張時航空券手配	2024-05-31	310,760 円	請求書に基づく
		出張時航空券手配	2024-06-28	178,640 円	請求書に基づく
		出張時航空券手配	2024-08-30	683,280 円	請求書に基づく
		出張時航空券手配	2024-09-30	487,330 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-04-30	220,000 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-05-31	220,866 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-06-28	220,000 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-07-31	43,114 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-08-30	55,000 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-09-30	54,805 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-10-31	55,000 円	請求書に基づく
		人材紹介および求人広告掲載	2024-11-29	55,000 円	請求書に基づく

	人材紹介および求人広告掲載	2024-12-27	55,000 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-01-31	3,529,240 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-02-29	3,230,370 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-03-29	4,031,390 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-04-30	3,534,080 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-05-31	3,680,490 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-06-28	3,680,490 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-07-31	3,559,490 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-08-30	3,832,950 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-09-30	3,669,600 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-10-31	3,371,940 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-11-29	3,827,868 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-12-27	3,529,240 円	請求書に基づく
	難民映画祭上映作品の日本語版制作費	2024-06-28	153,718 円	請求書に基づく
	難民映画祭上映作品の日本語版制作費	2024-09-30	441,663 円	請求書に基づく
	難民映画祭上映作品の日本語版制作費	2024-10-31	115,520 円	請求書に基づく
	レター発送マーケティング等業務委託	2024-12-27	9,559,000 円	請求書に基づく

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日	11,240,800 円
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 6 月 17 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 1 月 31 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 2 月 13 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 2 月 29 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 4 月 30 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 5 月 31 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 7 月 16 日	
			退職金	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 7 月 16 日	
			退職金	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 6 月 17 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 8 月 31 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 9 月 8 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 9 月 30 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 10 月 31 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 11 月 27 日	
			退職金	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 11 月 27 日	
			給与	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日	

	給与	2024 年 3 月 18 日 ~2024 年 12 月 31 日
	給与	2024 年 4 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日
	給与	2024 年 4 月 16 日 ~2024 年 12 月 31 日
	給与	2024 年 5 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日
	給与	2024 年 6 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日
	給与	2024 年 6 月 4 日 ~2024 年 11 月 30 日
	給与	2024 年 10 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日
	給与	2024 年 10 月 16 日 ~2024 年 12 月 31 日

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2024 年 1 月 1 日 ~2024 年 12 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
133 人	408,561,222 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2024年1月 25日	1,001,818,249 円	世界の難民支援
		2024年2月 26日	470,272,390円	世界の難民支援
		2024年3月 25日	502,389,501円	世界の難民支援
		2024年4月 25日	571,622,784円	世界の難民支援
		2024年5月 24日	495,442,926円	世界の難民支援
		2024年6月 18日	303,608,300円	世界の難民支援
		2024年6月 21日	47,448,000円	世界の難民支援
		2024年6月 25日	748,463,069円	世界の難民支援
		2024年7月 25日	736,972,317円	世界の難民支援
		2024年7月 30日	232,254,480円	世界の難民支援
		2024年8月 7日	7,528,073円	世界の難民支援
		2024年8月 23日	209,813円	オリンピック難民選手 団の支援
		2024年8月 25日	562,498,652円	世界の難民支援
		2024年9月 25日	604,582,180円	世界の難民支援
		2024年10月 25日	577,197,863円	世界の難民支援
		2024年11月 25日	626,186,059円	世界の難民支援
		2024年12月 23日	835,566,210円	世界の難民支援
		2024年12月 24日	46,532,301円	世界の難民支援
		合 計	8,370,593,167 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
2024 年 1 月 24 日	ウェブサイト保守関連業務	1,118,775 円
2024 年 1 月 31 日	映画上映料	33,525 円
2024 年 2 月 29 日	映画上映料	49,410 円
2024 年 3 月 29 日	寄付金決済端末ライセンス料	2,267,550 円
2024 年 5 月 23 日	映画上映料	56,623 円
2024 年 6 月 14 日	映画上映料	118,417 円
2024 年 6 月 18 日	世界の難民支援	303,608,300 円
2024 年 6 月 21 日	世界の難民支援	47,448,000 円
2024 年 6 月 28 日	映画上映料	70,694 円
2024 年 7 月 30 日	世界の難民支援	232,254,480 円
2024 年 8 月 7 日	世界の難民支援	7,528,073 円
2024 年 8 月 23 日	世界の難民支援	209,813 円
2024 年 9 月 30 日	寄付金決済端末ライセンス料	169,459 円
2024 年 10 月 1 日	映画上映料	73,843 円
2024 年 10 月 4 日	映画上映料	109,897 円
2024 年 10 月 18 日	映画上映料	28,728 円
2024 年 11 月 7 日	寄付金決済端末保守料	43,657 円
2024 年 11 月 30 日	寄付金決済端末ライセンス料	2,331,491 円
2024 年 12 月 24 日	世界の難民支援	46,532,301 円

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要があります。
但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	事業年度	2024 年 1 月 1 日～ 2024 年 12 月 31 日
-----	----------------------	------	-------------------------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 国連UNHCR協会	チェック欄																																																								
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること （1）役員及びその親族等 （2）特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓																																																								
イ																																																										
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>項 目</th><th>役員数 ①</th><th>最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②</th><th>割 合 (②÷①) ③</th><th>最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④</th><th>割 合 (④÷①) ⑤</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>2024年1月1日 ～2024年12月31日</td><td>10人</td><td>0人</td><td>0%</td><td>0人</td><td>0%</td></tr><tr><td>②</td><td>年 月 日～年 月 日</td><td>人</td><td>人</td><td>%</td><td>人</td><td>%</td></tr><tr><td>③</td><td>年 月 日～年 月 日</td><td>人</td><td>人</td><td>%</td><td>人</td><td>%</td></tr><tr><td>④</td><td>年 月 日～年 月 日</td><td>人</td><td>人</td><td>%</td><td>人</td><td>%</td></tr><tr><td>⑤</td><td>年 月 日～年 月 日</td><td>人</td><td>人</td><td>%</td><td>人</td><td>%</td></tr><tr><td>⑥</td><td>年 月 日～年 月 日</td><td>人</td><td>人</td><td>%</td><td>人</td><td>%</td></tr><tr><td>申請時</td><td></td><td>人</td><td>人</td><td>%</td><td>人</td><td>%</td></tr></tbody></table>		区 分	項 目	役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割 合 (②÷①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割 合 (④÷①) ⑤	①	2024年1月1日 ～2024年12月31日	10人	0人	0%	0人	0%	②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	申請時		人	人	%	人	%	
区 分	項 目	役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割 合 (②÷①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割 合 (④÷①) ⑤																																																				
①	2024年1月1日 ～2024年12月31日	10人	0人	0%	0人	0%																																																				
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%																																																				
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%																																																				
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%																																																				
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%																																																				
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%																																																				
申請時		人	人	%	人	%																																																				
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。																																																										
ロ																																																										
<table border="1"><thead><tr><th>各社員の表決権が平等である</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>申請時</th></tr></thead><tbody><tr><td>上記を証する書類の名称とその内容等</td><td>はい いいえ</td><td>はい いいえ</td><td>はい いいえ</td><td>はい いいえ</td><td>はい いいえ</td><td>はい いいえ</td><td>はい いいえ</td></tr></tbody></table>		各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ																																									
各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時																																																			
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ																																																			

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次業）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		10人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	特任	就任・退任 年月日
宮内 孝久		理事		○							2018年3月9日 就任 2024年3月8日 退任
青井 千由紀		理事		○							2020年3月9日 就任
渥美 直紀		理事		○							2018年3月9日 就任 2024年3月8日 退任
市川 正司		理事		○							2020年3月9日 就任
星野 守		理事		○							2018年3月9日 就任 2024年3月8日 退任
大滝 麻未		理事		○							2022年3月9日 就任 2024年3月8日 退任
加藤 英輔		理事		○							2022年3月9日 就任 2024年3月8日 退任

川合 雅幸		理事		○							2022 年 3 月 9 日 就任
清水 喜彦		理事		○							2022 年 3 月 9 日 就任
床井（鍋島） 麻奈		理事		○							2022 年 3 月 9 日 就任 2024 年 3 月 8 日 退任
嘉治 美佐子		理事		○							2024 年 3 月 9 日 就任
近藤 眞智子		理事		○							2024 年 3 月 9 日 就任
伊藤（長野） 智子		理事		○							2024 年 3 月 9 日 就任
橘（二村）まど か		理事		○							2024 年 3 月 9 日 就任
古市 健		理事		○							2024 年 3 月 9 日 就任
菅原 邦彦		監事		○							2022 年 3 月 9 日 就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

特定非営利活動法人国連UNHCR協会

代表理事・理事長 青井千由紀 殿

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人国連UNHCR協会の2024年1月1日から2024年12月31日までの2024年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表等を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表等及び財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）並びにその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人国連UNHCR協会の2024年12月31日現在の2024年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人国連UNHCR協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

国連UNHCR協会 閲覧細則

(目的)

第1条 この細則は特定非営利活動促進法第28条及び第54条の定めるところにより、国連UNHCR協会（以下、「当協会」という）の情報公開に関し、対応事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 当協会の情報公開に関する事務は、当協会事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第3条 当協会の情報公開の対象とする資料は次に掲げるものとし、当協会に常時備え置き閲覧に供するものとする。

(1) 事業報告書等

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 活動計算書
- ⑤ 年間役員名簿
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面

(2) 役員名簿

(3) 定款等

- ① 定款
- ② 認証書の写し
- ③ 登記事項証明書の写し

(4) 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(5) 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(6) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(7) 次の事項を記載した書類。ただし所轄庁に提出する認定特定非営利活動法人事業報告書記載の範囲内とする。

- ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ② 資産の譲渡等に関わる事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引
 - ・ 役員、社員、職員若しくは寄付者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊な関係のある者との取引
- ④ 寄付者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、寄付金の額に事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日
- ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- ⑥ 支出した寄付金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る）におけるその金額及び使途並びにその実施日

(8) 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

- (9) 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 当協会の公開する情報の閲覧場所は、当協会定款第2条に規定する主たる事務所とする。

- 2 閲覧日は当協会事務局が業務を行っている平日とし、閲覧時間は午前10時から午後6時までとする。
- 3 書類の整理その他必要があるときは、前第4条第2項にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 当協会の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

- 1 別に定める「閲覧申請書」に必要事項を記入し提出を受ける。
- 2 第3条各号に掲げる資料以外について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条に掲げる資料に限定している旨を説明し、応じない。

(その他)

第6条 情報を閲覧する者は、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧場所以外の場所に持ち出しではならない。

- 2 当協会担当者は、情報を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各項に該当する時は閲覧を停止させ、又は禁止することが出来る。
 - ① 前条の規定に違反したとき
 - ② 当会の指示に従わないとき
 - ③ 他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められるとき

以上、この細則は、2016年4月1日から施行する。

閲覧申請書様式

閲覧申請書	
特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会	受付担当者名 ()
申請年月日時	年 月 日 時 分
申請者氏名(自署)	
申請者住所	〒
申請者電話番号	
申請者と当協会の関係	
閲覧目的	
閲覧資料	

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会
-----	-----------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ